



News Letter

2025年
正月号

弁護士法人米子東町法律事務所ニュースレター

正月号 目次

1. 新年あけましておめでとうございます
2. 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援法が改正されました
3. 取引先からの無理難題も「カスハラ」
4. 冬季休業のお知らせ



昨秋、同期の弁護士から、最高裁で逆転勝訴判決を勝ち取ったという便りが届きました。聞けば、高裁敗訴判決にくじけず、頑張り続けた由。私自身、依頼者と共に困難に立ち向かった多くの事件の記憶と重なり、我がことのように喜びました。同期にならい、健康に留意し、歳は忘れても初心を忘れず、友情を深め家族をいつくしみ、依頼者の方々の心に向き合いたいと思います。



弁護士 安田 寿朗

小学生以来、個人的な繋がりのある方への年賀状はずっと木版画で出し続けてきました。毎年色々なデザインを考えるのが楽しみです。1頁目の写真は、私の過去の版画作品の一例です。今年をもって年賀状じまいをし、来年以降はLINEなどで新年のご挨拶をさせていただく予定ですが、木版画だけは体力が許す限り、続けて行こうと思います。



弁護士 水田 敦士



京都出張の際、たまたま本屋で手に取った文庫本が、米子市出身の方の書いたエッセーでした。高校時代のこと、故郷の食べ物のこと、細やかな視点で綴られた文章を、共感しながら楽しく読みました。最近、同郷の方の活躍を見知る機会が増えました。私も、気を引き締めて本年のスタートを切りたいです。



弁護士 橋澤 加世



小学2年生になった長男が、いよいよ昆虫に興味を持ち始め、昆虫好きの親としては本領発揮・・・と、思ったのも束の間、恐竜第2次ブームの到来とともに、昆虫は役割を終えてしまいそうに。

子どもの興味に粘り強くつきあうことを仕事に活かすことができないうか、思案の1年になりそうです。



特定社会保険労務士 安田 岳歩



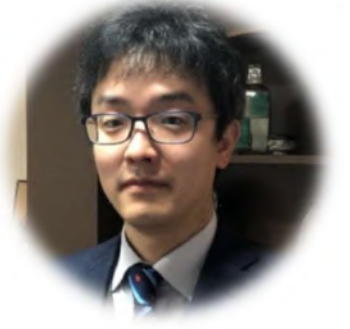
2. 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援法が改正されました ～令和7年4月1日から段階的に施行されます！対応を検討しましょう～

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を目的とした改正育児介護休業法が施行されました。

主な改正ポイントと注意点を記載いたします。

当事務所では令和7年初旬に当該改正に関する解説セミナーを実施予定です。改正内容も多岐にわたるため、今一度改正点を確認いただき、今後の対応を検討いただければと思います。

*特に①の改正は導入制度の検討を含め慎重な対応が必要となります。



特定社会保険労務士 安田岳歩

◆育児・介護休業法の改正ポイントと施行日

- ① **3歳以上、小学校入学前の子を養育する労働者に柔軟な働き方を実現するための措置等が義務化。**
【施行日：令和7年10月1日施行】
3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下**5つの講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。**（労働者は、措置の中から1つ選択利用）。
 - A 始業時刻等の変更：次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しない）
 - ・フレックスタイム制
 - ・時差出勤の制度
 - B テレワーク等：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
 - C 保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの（ベビーシッターの手配および費用負担など）
 - D 養育両立支援休暇の付与：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
 - E 短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの
- ② **柔軟な働き方を実現するための措置個別周知・意向確認**【施行日：令和7年10月1日施行】
3歳に満たない子を養育する労働者に対して、**①で選択した制度（対象措置）に関する周知と制度利用の意向の確認を義務化。**
- ③ **妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取**【施行日：令和7年10月1日施行】
労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、労働者の意向聴取を義務化。
- ④ **小学校入学前の子を養育する者の所定外労働の制限拡大（残業免除）**【施行日：令和7年4月1日】
- ⑤ **3歳に満たない子を養育する労働者へのテレワーク努力義務化**【施行日：令和7年4月1日】
- ⑥ **子の看護休暇の見直し**【施行日：令和7年4月1日】
対象となる子の範囲が拡大（小学校3年生修了まで）し、対象事由も拡大（病気・けが・予防接種・健康診断に加え感染症に伴う学級閉鎖等・入園（入学）式、卒園式）
- ⑦ **育児休業取得状況公表義務が従業員数300人超の企業に拡大**【施行日：令和7年4月1日】
- ⑧ **介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化**【施行日：令和7年4月1日】
介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施、相談体制の整備（相談窓口設置）等の実施、介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認、介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供等が義務化されます。



3. 取引先からの無理難題も「カスハラ」

お客様からの迷惑行為などのカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）を行った人物について、**三重県桑名市が氏名を公表する制裁措置を盛り込んだ条例の制定を目指しているとのニュース**が最近ありました。

条例案では、カスハラを行った人物に対し聞き取りや警告などを行い、改善が見られなかった際に氏名を公表するなどの制裁措置を盛り込むことが考えられており、公表された方のプライバシーとの関係をどうするかが議論されています。

また、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社が**3空港会社共同の「カスタマーハラスメントに対する考え方」を策定**したことが最近話題になりました。機内において、乗客がキャビンアテンダントに暴力を振るう、暴言を吐くなどの問題が相次いで発生したことから、こうした取り組みに至りました。

弊事務所所発行の2024年正月号ニュースレターでも詳しく取り上げたように、カスハラが社会問題として認知が高まる中、カスハラ行為が、従業員の人格や尊厳を傷つけ、就業環境を阻害する可能性もあることから、従業員に対する職場環境配慮義務を負う企業にとって、これを撲滅する義務を負う問題です。

カスハラは、日常的に消費者と接する機会の多いサービス業だけに起きる問題とのイメージを持たれやすいと思われませんが、**取引先との関係でも問題になります**。例えば、発注日から短すぎる納期や常識を超えた値引きの要求など、**無理難題を押し付けられたというのもカスハラ**になります。発注元会社との力関係から取引中止を恐れて、抗議などの適切な対処ができず、泣き寝入りを余儀なくされている企業様も多いと思われます。また、担当者に対して、**「お前のせいで契約解除になったら会社が困るんじゃないのか」「もっと上の役職じゃないと話にならない」といった暴言もカスハラ**になります。

普段から、社内で統一したルールを策定し、取引先といえど、カスハラ行為には応じないという姿勢を示すため、取引先に対しては、毅然とした対応をとるべき場合もあり、弁護士と連携をしても良いでしょう。

逆に、取引先に対して、自社がカスハラ行為をしてしまうと、信頼が吹き飛び、大きな経済的損失になります。そこで、事前の対策を徹底し、発生してしまった場合には、取引先に対し、事実確認や再発防止のための措置に協力し、カスハラ行為をした従業員には、担当業務の変更や懲戒処分などを検討する必要があります。この場合も、普段から相談できる弁護士がいると心強いです。

弊事務所は、企業様が遭遇したカスハラ的事案を実際に解決したり、カスハラ対策研修などを行ってまいりました。もしもカスハラに遭遇して対応にお悩みの企業様がおられましたら、ぜひ弊事務所にご相談ください。また、カスハラに遭遇していなくても、今からでもカスハラ対策を立てたほうがいいのではないかとお考えの企業様もお気軽にご相談いただけますと幸いです。



弁護士 水田 敦士

4. 冬季休業のお知らせ

弊事務所のニュースレターをお読みいただき、ありがとうございます。
誠に勝手ながら、下記の期間を冬季休業とさせていただきます。

冬季休業期間：2024年12月29日～2025年1月5日



※2025年1月6日（月曜日）午前9時から、営業を再開致しますので、冬季休業中にいただいた、お問い合わせのメール等については、営業再開後に確認の上、順次対応させていただきます。ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

弁護士 安田 寿朗 ・ 弁護士 水田 敦士 ・ 弁護士 橋澤 加世

発刊：弁護士法人米子東町法律事務所
〒683-0067 鳥取県米子市東町296
TEL：0859-33-1019 FAX：0859-34-0029